

参議院議員通常選挙のお知らせ

7月4日（木）公示

7月21日（日）投票・開票です

投票時間は午前7時から午後6時まで

（吉田第3投票所は午後5時まで、美土里第5投票所は午後4時まで）

1 投票所と投票所の閉鎖時刻

- 投票開始時刻は午前7時からです。閉鎖時刻は、一部を除き午後6時までです。
- 投票所入場券に記載されている投票所と時刻をご確認ください。投票の際は、入場券をご持参ください。向原第5投票区は、投票所を変更しています。間違えないようにしてください。

投票区	投票所施設	閉鎖時刻
吉田第1	丹比西コミュニティ集会所	午後6時
吉田第2	吉田生活改善センター	午後6時
吉田第3	印内集会所	午後5時
吉田第4	吉田小学校屋内運動場	午後6時
吉田第5	可愛振興センター	午後6時
吉田第6	吉田中学校屋内運動場	午後6時
吉田第7	竹原中央会館	午後6時
吉田第8	郷野地区コミュニティ集会所	午後6時
八千代第1	日韓友好親善刈田地域まちづくりセンター	午後6時
八千代第2	安芸高田市八千代支所	午後6時
八千代第3	下根集会所	午後6時
八千代第4	上根集会所	午後6時
美土里第1	横田地域活動拠点施設 (美土里高齢者コミュニティセンター)	午後6時
美土里第2	安芸高田市美土里支所	午後6時
美土里第3	北地域活動拠点施設（北振興会館）	午後6時
美土里第4	生田集会所	午後6時
美土里第5	智教寺老人集会所	午後4時
高宮第1	川根小学校屋内運動場	午後6時
高宮第2	下佐コミュニティセンター	午後6時
高宮第3	船木ゆめ広場	午後6時
高宮第4	安芸高田市高宮支所	午後6時

投票区	投票所施設	閉鎖時刻
高宮第5	来原コミュニティセンター（プラタナス）	午後6時
甲田第1	小原中央集会所	午後6時
甲田第2	安芸高田市甲田支所	午後6時
甲田第3	甲田第五分団消防格納庫	午後6時
甲田第4	浅塚集会所	午後6時
甲田第5	甲田小学校屋内運動場	午後6時
甲田第6	深瀬コミュニティ会館	午後6時
向原第1	安芸高田市向原支所	午後6時
向原第2	向原戸島地区生活改善センター	午後6時
向原第3	ふれあいプラザ長田	午後6時
向原第4	ふれあいプラザ坂	午後6時
向原第5	有留地区多目的集会所	午後6時

2 期日前投票制度

投票日当日に仕事や用務がある場合、選挙期日の前であっても投票を行うことができる仕組みです。

投票手順：①受付→②宣誓書へ記入→③投票

◎ 期日前投票制度のあらまし

期日前投票を行うことができる者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選挙期日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事由に該当すると見込まれる有権者。 ○ 上記の内、18歳に達した有権者。 （選挙当日までには18歳に達するが、都合により18歳に達する前に投票をしなければならない場合は、「不在者投票」をしてください。） 	
対象となる投票	名簿登録地の市区町村で行う投票（病院などの不在者投票指定施設で行う投票は従来どおりの不在者投票制度です。）	
期日前投票のできる場所・期間・時間	○ 次の期間・場所で、期日前投票ができます。	
	期日前投票所	期間・時間
	安芸高田市役所本庁 ※安芸高田市民文化センター クリスタルアージュ1階	7月5日(金)～7月20日(土) ※期間中の毎日、午前8時30分から 午後8時まで投票できます。
	安芸高田市八千代支所 安芸高田市美土里支所 安芸高田市高宮支所 安芸高田市甲田支所 安芸高田市向原支所	7月14日(日)～7月20日(土) ※期間中の毎日、午前8時30分から 午後8時まで投票できます。
	どの期日前投票所でも投票できます	

3 不在者投票制度

不在者投票とは、18歳未満、入院中又は他市区町村に滞在中の場合など、期日前投票が利用できない人のために、投票日前でも事前に投票することができる制度です。

◎ 不在者投票制度のあらまし～次の有権者は不在者投票制度をご利用ください。

(1) 選挙当日までには18歳に達するけれど、都合により18歳に達する前に投票をしなければならない有権者は、安芸高田市選挙管理委員会での不在者投票ができます。

※詳細については、選挙管理委員会へお問い合わせください。

(2) 都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム、身体障害者支援施設など法令で定められた施設に入院、入所中の有権者は、指定施設での不在者投票ができます。

※詳細については、入院・入所中の施設又は選挙管理委員会へお問い合わせください。

(3) 身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険の被保険者証をお持ちの有権者の内、障害等の程度が公職選挙法の規定に該当する人は、郵便等による不在者投票ができます。(ただし、「郵便等投票証明書」の交付を受けている人に限ります。)

※詳細については、選挙管理委員会へお問い合わせください。

(4) 出張などで、安芸高田市以外の市区町村に滞在している有権者は、その滞在先の選挙管理委員会で他市区町村での不在者投票ができます。

※詳細については、選挙管理委員会へお問い合わせください。

4 選挙の種類と投票方法

今回の選挙には2種類の投票が有り、投票用紙が2種類です。記入間違いが無いように、ご注意ください。

1. 広島県選出議員選挙（クリーム色の紙に黒字印刷）

投票用紙には、広島県選出議員選挙の立候補者氏名を記入して投票してください。

2. 比例代表選出議員選挙（白色の紙に赤字印刷）

投票用紙には、比例代表選出議員選挙に立候補している政党・政治団体の名簿に記載された候補者名を記入してください。

「候補者は良くわからない」

という方は、政党や政治団体の名称を記入して投票してください。

なお、優先的に当選人となるべき候補者の氏名を記載した投票は、当該参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされます。

この部分が衆議院の比例代表選挙と異なります。

政党や政治団体の名簿に記載された候補者の中から、あなたが支持する候補者の個人名を書いて投票することができます。

参議院では、より多くの支持を受けた候補者が当選しやすくなっています。

5 選挙権年齢の引き下げ

選挙権年齢が18歳に引き下げられました。今回の選挙では平成13年7月22日以前に生まれた方は、選挙権があります。

6 選挙公報の配布

選挙公報は新聞折込にて配布します

※ 「選挙公報」とは、候補者の氏名や政党等の名称、政見等を掲載した文書で、その選挙の管理執行機関が発行するものです。

- ◎ 選挙公報の配布時期は、7月12日頃の予定です。
- ◎ 市役所本庁及び各支所にも配置します。

新聞を購読されていない方や新聞折込が入らない地域の方へは、選挙公報を郵送します。送付先を事前に最寄りの支所の窓口係または選挙管理委員会へご連絡ください。

7 開票

場所：安芸高田市民文化センター2階文化ホール

日時：7月21日（日）午後8時から

贈らない！

求めない！

受け取らない！

ルールを守って明るい選挙



選挙についてのお問い合わせは、
市役所内の安芸高田市選挙管理委員会事務局へ

電話 42-1136

42-2111（市役所代表）

お太助フォン 42-1136

安芸高田市選挙管理委員会
安芸高田市明るい選挙推進協議会